おおさかカーボンフットプリントプロジェクト『カーボンフットプリントを

探してみよう～お買い物で脱炭素にチャレンジ～』実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、府民の脱炭素への意識改革・行動変容を図るため、小売事業者や農業者をはじめ府内の業種を超えた幅広い関係者が柔軟に連携し、小売商品等へのカーボンフットプリント（以下、「CFP」という。）表示を商品選択の指標の一つとする消費行動の拡大に向けた取組みを推進するために、必要な事項を定めるものとする。

（取組内容）

第２条　第１条の目的に賛同し、おおさかカーボンフットプリントプロジェクト（以下、「本プロジェクト」という）に参加いただける団体（事業者、行政機関等）（以下、「参加団体」という）は大阪府と連携し、以下の取組みを行う。

（１）大阪府内での小売商品等へのCFP表示の展開

（２）CFPに関する情報発信・普及啓発・理解促進

（参加方法）

第３条　本プロジェクトに参加しようとする団体は、様式１「おおさかカーボンフットプリントプロジェクト参加届出書」（以下、「参加届出書」という。）及び様式２「おおさかカーボンフットプリントプロジェクト実施内容一覧」（以下、「実施内容一覧」という。）を大阪府に提出する。

２ 大阪府は実施内容一覧に記載の内容について、本プロジェクトの趣旨に合致すると認める場合は、参加団体名及び実施内容について大阪府ホームページ等により情報発信を行う。

３ 参加団体は、第２条の取組みを実施するとともに、大阪府が実施する本プロジェクトの広報や来店者等へのWebアンケート調査等に協力する。

４ 本プロジェクトへの参加、取組みの実施に要する費用は、参加団体において負担する。

（施設・店舗等の変更等）

第４条　参加団体は、実施内容を変更するときは、実施内容一覧に変更後の実施内容を記載し、大阪府に提出する。

２ 参加団体は、参加届出書に記載の事業者名等に変更があった場合又は本プロジェクトへの参加を取りやめる場合は、様式３「おおさかカーボンフットプリントプロジェクト参加団体　変更・廃止届」を大阪府に提出する。

３ 大阪府は、前２項の届出の内容に応じて、ホームページ等における情報発信の内容を変更する。

（実施期間）

第５条　本プロジェクトは期間を定めず通年で実施し、各参加団体の取組みについては実施内容一覧に記載した実施期間において実施する。

（参加要件）

第６条 本プロジェクトに参加しようとする団体が、本要綱を遵守しないとき又は次の各号のいずれかに該当する場合は、大阪府は当該団体を参加団体として認めない。

（１）団体及び団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等（以下、「代表者等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、同法第２条第６号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）及び大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第２条第４号に規定する暴力団密接関係者である場合。

（２）代表者等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる場合。

（３）代表者等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与している場合。

（４）代表者等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合。

（５）団体が解散又は破産した場合。

（６）その他、大阪府が本プロジェクトの参加団体として不適切であると判断する場合。

２ 本プロジェクト参加後に、参加団体が、前項の規定に該当することが認められた場合は、大阪府は当該団体の本プロジェクトへの参加を取り消すことができる。

３ 大阪府は前項の規定により参加団体の本プロジェクトへの参加を取り消したときは、当該団体に連絡し、当該団体についてのホームページ等での情報発信を取りやめる。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、本プロジェクトの実施に関し必要な事項は、大阪府が別に定める。

　　 附　　則

この要綱は、令和６年５月15日から施行する。